



埼玉県報

第 2959 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 8 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納総務課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更（都市計画課）
- 埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示（建築安全課）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 平成 29 年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 1238 号目次中訂正（水辺再生課）

規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「十五億円」を「一千万円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲北地区区画整理事業九街区一画地及び二

画地

（変更後）フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十八年七月十六日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字壺丁目三百六十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外計二者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外計四十八者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外計四十二者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア羽生店

埼玉県羽生市大字中岩瀬七百二番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年七月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百二十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十九年十一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百四号

平成二十九年埼玉県告示第七七十三号で公示した公共測量は、平成二十九年十月三十一日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五号

平成二十九年埼玉県告示第八百十四号で公示した公共測量は、平成二十九年十月二十六日終了した旨測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百六号

平成二十九年埼玉県告示第千六百六十七号で公示した公共測量は、平成二十九年十月十二日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月二日から平成三十年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年二月六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

上尾市全域

四 作業期間

平成二十九年十月十二日から平成三十年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百十一号

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成七年埼玉県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規程

第一条中「次条において」を「以下」に、「第十五条第三項」を「第十九条第三項」に改め、「事項を」の下に「定めるとともに、省令第六十九条第四項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の同法第四十九条に規定する書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧について必要な事項を」を加える。

第二条中「第十五条第二項の規定に基づき」を「第十九条第二項に基づき」不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び省令第六十九条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所として」に改める。

第三条の見出しを「（閲覧時間）」に改め、同条中「名簿等」を「閲覧所における名簿等及び登録簿等」に改める。

第五条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を、「場合は、」の下に「閲覧所における名簿等若しくは登録簿等の」を、「臨時に」の下に「閲覧所の」を加える。

第六条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加える。

第七条の見出し中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加え、同条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加え、「以下」を「次条において」に改める。

第八条第二号中「名簿等」の下に「若しくは登録簿等」を加え、「き損したとき」を「毀損したとき」に改め、「又は」の下に「それらの」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字北 勝場一七四二番一地从先から同郡 同町大字神保原町字新開二一五 ○番地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十二月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年二月六日埼玉県本庄県土整 備事務所長告示第十二号で告示した道路 予定区域の一部供用開始である。延長一 九九六・八〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十二月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大 谷 茂

指定番号	第 秩 ・ 二 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 二 十 九 年 十 二 月 五 日
指定に係る道路の位置	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 九 番 三 千 五 百 九 十 八 番 十
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二 十 八 ・ 九 八 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四 ・ 一 〇 メ ー ト ル

告 示

埼玉県公安委員会告示222号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成29年12月8日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成30年1月16日（火）

イ 技能審査

平成30年1月20日（土）及び1月23日（火）から1月26日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成30年1月30日（火）から2月2日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成29年12月8日（金）から12月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成二十九年十月に収去した飼料等の試験結果の
概要を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	魚粉	鶏用ふりかけ煮干し	29.8	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) 朝日工業株式会社 埼玉県神川町	朝日工業株式会社 埼玉県神川町	乾牧草	オーツヘイ	29.8	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同上	同上	小麦ヘイ	29.7	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同上	同上	USチモシー	29.10	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同上	同上	カナダチモシー	29.9	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) 全国酪農業協同組合連 合会 東京都港区	同上	同上	クレイングラス	29.9	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) 有限会社アトラス貿易 三重県桑名市	同上	同上	アルファルファ	29.9	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) JA東日本くみあい飼料 株式会社 群馬県太田市	同上	同上	イタリアンライグラス	29.9	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同上	同上	スーダングラス	29.9	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無

エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀬町	同左	混合飼料	ビターゼ	29.10	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同左	混合飼料	ビターゼ145	29.10	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
全農パールライス株式会社 埼玉精米工場 埼玉県久喜市	同左	米ぬか	米ぬか	29.10	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の有無及び 違反の内容
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	鶏用ふりかけ煮干し	29.8	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗灰分	無
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀬町	同左	ビターゼ	29.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
同上	同左	ビターゼ145	29.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
全農パールライス株式会社 埼玉精米工場 埼玉県久喜市	同左	米ぬか	29.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、りん、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

正 誤

埼玉県告示第千二百三十八号(平成二十九年十一月二十一日第二千九百五十四号)

目次中訂正

誤

河川法第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定 (水辺再生課)

正

河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定 (水辺再生課)